

令和5年度 第9回香取市農業委員会総会議事録

令和5年12月7日

12月7日（木）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
日程第4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第5 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について
日程第6 報告第3号 軽微な農地改良の届出について
日程第7 報告第4号 廃土処理（公共事業施行）事業届出について
日程第8 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について
日程第9 報告第6号 農地利用集積等促進計画の認可の通知について

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	木	内	恒	幸	2番	成	毛	和	弘	
3番	熱	田	英	夫	4番	芹	川		幹	
5番	鈴	木	健	夫	6番	山	田	宏	一	
7番	栗	山	雅	幸	8番	石	橋	清	勝	
9番	平	川	君	子	10番	寺	島	美	幸	
11番	海	老	澤	武	12番	飯	森		孝	
13番	高	松	多	可	史	14番	片	野	壽	夫
15番	富	澤	克	彦	16番	菅	谷	樹	雄	
17番	鵜	澤	幹	司	18番	林		藤	江	
19番	伊	藤		寛						

1. 欠席委員 なし

事務局職員出席者

事務局長 椎 名 正 志 管理班長 鴫 田 静 子

農地班長 越 川 泰 克 主 查 岡 善 子
主 查 圓 藤 大 輔

開会 午後 3時00分

事務局農地班長 会議に入ります前に、議案の訂正を申し上げます。

6ページの議案第2号をお開きください。

整理番号の1番です。権利の内容が使用貸借権設定となっておりますが、正しくは所有権移転ということで訂正をお願いします。

度々の議案訂正ということで深くおわび申し上げます。大変失礼しました。

議長 それでは、着座にて進めさせていただきます。

最初に、本日の出席委員の確認ですが、本日は19名全員でございますので、総会は成立をしております。

◎開 会

議長 ただいまから令和5年度第9回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。

審議のほどよろしくお願いいたします。

◎議事録署名委員の選出

議長 最初に、議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員としまして、3番 熱田英夫委員、16番 菅谷樹雄委員の2名をご指名いたします。

◎議案の提出

議長 それでは、本日の提出議案についてお諮りをいたします。

本日の提出議案は、日程第1 議案第1号ないし日程第9 報告第6号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求めます。

令和5年12月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

議案書のページは1ページから5ページで、整理番号は1番から12番です。

整理番号1番、2番、3番、4番、5番、6番、8番、10番は、譲受人が農業経営の規模拡大等の理由により、1番、3番、4番、5番、6番、8番、10番が売買により、2番が贈与により所有権移転を受けるものでございます。

整理番号7番、譲受人が営農型太陽光発電設備を設置しており、引き続き発電事業を行うため区分地上権の設定を延長するものでございます。

整理番号9番、譲受人が独立就農するため、祖父名義の農地を使用貸借権の設定をするものでございます。

整理番号11番は、譲受人の法人が農地所有適格法人として参入するため、12番は、譲受人が自宅に隣接して耕作利便のため、それぞれ賃借権の設定をするものでございます。

以上、12件でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班班長、寺島美幸委員。

10番寺島委員 去る11月27日月曜日、午後3時より、市役所301会議室において、第5班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は12件であります。

案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番、2番、3番について、1番 木内恒幸委員。

1番木内委員 それでは説明します。

整理番号1番について、都祭推進委員さんと現地調査などを行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が相続で取得したものの農業経営を行っておらず、市内に当該農地2筆のみの所有であることから処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号2番、都祭推進委員さんと現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため農地を処分したい意向があり、譲受人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自宅の隣接で、所有権移転後も家庭菜園として農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号3番について、都祭推進委員さんと現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が相続で取得したものの農業経営を行っておらず、市内に当該農地2筆のみの所有であることから処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号4番、5番、6番、7番について、4番 芹川 幹委員。

4番芹川委員 整理番号4番について、林推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が相続にて取得したものの遠隔地に居住しており、農業経営を行っていないため農地を処分したい意向があり、また、譲受人は農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、このたび売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人が既にサツマイモ畑として借り受けて耕作していることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当だと判断します。

続いて、5番です。

この申請は、譲渡人が相続にて取得したものの遠隔地に居住しており、農業経営を行っていないため農地を処分したい意向があり、また、譲受人は農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、このたび売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自宅から近く、既に家庭菜園として借り受け耕作していることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断します。

今度は6番です。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として新規に農業経営に参入したい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

なお、当該法人は、主に農産物の生産、加工、販売を目的とする法人として、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に設立されました。

申請地では、ニンジンやサツマイモの作付計画があり、5年後の経営面積は10ヘクタールを目標としています。農業経営の実施計画書は、香取農業事務所において指導を受けながら作成しており、その内容においても適正であると判断されることから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断します。

次、7番です。

申請は、議案第2号、整理番号6番の営農型太陽光発電設備の申請に関連するものです。

営農については、関連会社で農地所有適格法人である〇〇〇〇〇〇〇〇〇が行いますが、

譲受人が農地の空中に区分地上権を設定してパネルを設置し、営農型太陽光発電を行うものです。

したがって、特に問題がないと思われませんが、議案第2号整理番号6番に関連していることから、本総会にて議案第2号整理番号6番が許可相当との意見を付して進達することが決定された場合には、先ほど事務局から説明があったとおりです。

本案件の区分地上権の許可については、農地法第5条の一時転用の許可が条件となりますので、千葉県知事の処分と同様の処分に合わせることを望ましいと思われまます。また、農地法第5条の一時転用の許可と同時に農地法第3条の許可をすることが妥当と判断します。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号8番について、6番 山田宏一委員。

6番山田委員 整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地から近い農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われまます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号9番について、7番 栗山雅幸委員。

7番栗山委員 整理番号9番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、孫がハウスでの水耕栽培で独立就農を目指しているため、祖父の農地に使用貸借権の設定を行うものです。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号10番について、10番 寺島美幸委員。

10番寺島委員 整理番号10番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地から近い農地を取得し規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われまます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号11番について、17番 鵜澤幹司委員。

1 7番鶴澤委員 整理番号11番について、齋藤推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として農業経営に参入するため、譲渡人の農地に賃借権の設定を行うものであります。

なお、当該法人は〇〇〇年〇月〇日より農地所有適格法人以外の法人として農業経営に参入していますが、本年〇月〇日に「農村滞在型余暇活動のための民泊業者」の資格を取得したことに伴い、農地所有適格法人の要件を満たすこととなり、このたび申請されたものです。

申請地については、さきの申請により解除条件付きの借受地として既に耕作されており、このたびの賃借権設定後も、引き続き農地の良好な維持管理が行われると思われることから取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号12番については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 代読させていただきます。

整理番号12番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自宅の隣接農地をブルーベリー栽培のため借り受けたい意向があり、譲渡人の農地に賃借権の設定を行うものであります。

申請地は、従前より譲受人が耕作、管理をしており、賃借権設定後も農地の良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

飯森委員。

1 2番飯森委員 さっきちょっと説明を聞き逃したのですが、7番の営農型太陽光発電ですけども、実際は耕作していないですよ、ゼロですから、この面積、田畑。今の経営です。聞き逃したので、面積5,000平米ぐらい、5反ぐらいありますけれども、そのところは何か作っているのか、聞き逃したので、お願いしたいんですけども。

議長 答えてください。

事務局主査 事務局より説明させていただきます。

耕作につきましては、既に農地所有適格法人である〇〇〇〇さんのほうが耕作をしております。下部農地での賃借権については当初の3条の申請が20年とかという期間が長く設定しておりますので、今回の案件には上程はされていないんですけれども、〇〇〇〇さんが耕作を今も行っているという形になっております。

議 長 どういったものを中身ですが、耕作しているものを知りたいという事ですが……

事務局農地班長 それを今回転用のほうの議案第2号に出てくるんですけれども、それも私のほうで担当の〇〇〇と現場を見まして、サツマイモですね。ちょうど収穫終わった跡というのは確認しておりますので、サツマイモということでご理解をいただきたいと思えます。

議 長 いいですか、飯森委員。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは、質疑はこれで打ち切りまして、次に、採決をいたします。

議案第1号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。

下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。

令和5年12月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

議案書のページは6ページから11ページで、整理番号は1番から17番です。

転用の目的別に概要説明します。

整理番号1番、7番、10番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は1番が所有権移

転、7番及び10番が使用貸借権の設定です。申請地の農地区分は、1番、7番が農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため第2種農地と判断、10番は都市計画用途地域内の第一種住居地域のため第3種農地です。

整理番号2番、3番、4番、5番、8番、9番、13番、14番、16番、17番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は全て所有権移転でございます。申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地のため第2種農地と判断をしました。

なお、14番は転用面積が3,000平方メートルを超えるため、千葉県農業会議への諮問案件となります。

整理番号6番及び15番、転用目的は営農型太陽光発電施設用地で、権利の内容は貸借権設定です。申請地の農地区分は、6番が不許可例外事由のC、15番が不許可例外事由のDで、それぞれ一時転用期間延長の許可申請でございます。

整理番号11番及び12番は、同一事業案件となります。転用目的は宅地分譲用地で、権利の内容は所有権移転です。申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種中高層住居専用地域のため第3種農地です。

以上、17件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班班長、寺島美幸委員。

10番寺島委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は17件であります。写真及び書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番、2番について、1番 木内恒幸委員。

1番木内委員 整理番号1番について、現地調査を行った結果を説明します。

○道○○○○線○○○号を○○○○○○さんから○○方面へ○○メートルほど先を○折し、○○メートルくらい入ったところの○側です。

譲受人は、市外に住む会社員で、現在は夫の両親と夫の実家で同居しているが、子どもの成長に伴い現在の住まいでは手狭であるため、申請地で専用住宅を建築する計画をしたものです。申請地では盛土による埋立てを行います。排水については、雨水は敷地内で自然浸透、汚水、雑排水は合併浄化槽で浄化の上、蒸発散装置で処理します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

続きまして、整理番号2番について、現地調査を行った結果を説明します。

○道○○○○○○線○号を○○○から○○方面に○○を○○メートルほど進んだ先の○側です。隣は大きな○○○○○があります。

譲受人は、○○市に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、山林に囲まれた小規模農地である申請地を有効活用し安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。申請地では埋立てなどはいりません。排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理し、また、隣接する農地との境界にフェンスを設け、営農への被害を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号3番、4番、5番、6番について、4番 芹川 幹委員。

4番芹川委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、○○○○○○を入ってもらって、○○○○○○があるんで、それで途中に○○○があって○側に○○があります。そのところの○○○を○○○○進みますと○○○があります。○○○を○○○メートルぐらい行って、○へ曲がってもらえばこの場所があるんですけども、ちょっと分かりにくいです。それでこの辺は、太陽光が結構やっています。

譲受人は、○○○○○○市在住の会社員で、小規模な農地のまとまりである申請地を有効活用し安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。申請地は切土や盛土は行わず、整地のみを行います。排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理し、また、隣接する農地との境界にフェンスを設け、営農への被害を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないと判断しました。

整理番号4番について説明します。

これは○○○○から○○○へ○○○○○○○○の○○側に○○○○○○○がありますので、その後ろを入ってもらって、そこを○メートルか○メートル行くと○○○になっています。その○側なんですけれども、その先にある○○○○の○○○○になっています。

譲受人は、〇〇〇〇〇市に所在する太陽光発電事業などを営む法人で、小規模な農地のまとまりである申請地を有効活用し安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。申請地では切土や盛土は行わず、整地のみを行います。排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理し、また、隣接する農地との境界にフェンスを設け、営農への被害を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の現実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないと判断しました。

整理番号5番について説明します。

これは4番の場所と隣なんですけれども、これも〇〇〇〇〇〇〇〇のところを入ります。譲受人は、〇〇〇〇〇市に所在する太陽光発電事業などを営む法人で、小規模な農地のまとまりである申請地を有効活用し安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。申請地では切土や盛土は行わず、整地のみで行います。排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理し、また、隣接する農地との境界にフェンスを設け、営農への被害を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の現実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないと判断しました。

整理番号6番について説明いたします。

これは〇〇〇の〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇〇を目指してもらって、そのところが〇〇〇になっていますから、〇に行ってもらって、それでちょうど〇〇〇になっていますけれども、それを〇手に〇〇〇〇〇の〇〇になります。

譲受人は、〇〇市に所在する太陽光発電事業などを営む法人で、農業収入に加え、一時的に太陽光発電施設を設置し、売電収入を得ることで安定した経営を図る計画です。申請地では埋立て等はありません。排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の現実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

次に、整理番号7番、8番について、10番 寺島美幸委員。

10番寺島委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所ですが、〇〇〇〇を〇〇方面へ向かい、〇〇〇〇を〇〇して〇〇の信号を過ぎて〇〇メートルほど先を〇折、〇〇メートル先を〇折し、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の並びの〇側です。

譲受人は、〇内に住む会社員で、現在は夫の両親と夫の実家で同居していますが、子どもの成長に伴い現在の住まいでは手狭であるため、申請地で専用住宅を建築する計画をしたものです。申請地では切土や盛土は行わず整地のみを行う予定です。排水については、雨水、汚水、雑排水は合併浄化槽にて浄化の上、蒸発散装置にて敷地内で処理します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

続きまして、整理番号8番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、同じく〇〇〇〇を〇〇方面へ向かい、〇〇〇〇〇〇を過ぎ〇〇〇メートルほど先を〇折し、〇〇メートルほど進んだ先にあります。

譲受人は、〇〇〇〇〇市に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。申請地では埋立て等の造成は行いません。排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理し、また、隣接する農地との境界にフェンスを設け、営農への被害を防止いたします。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号9番、10番、11番、12番について、12番 飯森 孝委員。

12番飯森委員 整理番号9番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇号から〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇のほうへ向かい、〇〇〇〇〇〇のところの信号を〇折、〇〇メートル先の信号をまた〇折し、〇メートルくらい行ったところで〇〇のほうへ戻るようにして約〇〇メートルくらい〇〇の下を行ったところを〇折し、そこから〇〇メートル先の〇側になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇市に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地のまとまりである申請地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。申請地では埋立て等を行いません。排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理し、

まず場所ですが、○○○○を○○方面に向かいまして○キロほど行きますと、○手に○
○の○○○○○○○○があります。その○を○手のほうに入っていくまして○○メーター
ほど行って、さらにそこを○に入って約○○メートルほど行くと現地になります。

譲受人は、○○○○○○に所在する太陽光発電事業などを営む法人で、小規模な農地の
まとまりである申請地を有効活用し安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するもの
です。申請地では埋立て等はいりません。排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理し、また、
隣接する農地との境界にフェンスを設け、営農への被害を防止いたします。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の
確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断し
ました。

続いて、整理番号14番、これも五喜田推進委員と現地調査等を行っております。

場所ですが、先ほどの○○○○○○○○の○を○手に入って○○メートルほど行って、
さらに○へ入ります。そこで約○○メートルほど行きますと現地になります。

譲受人は、○市に所在する太陽光発電事業などを営む法人で、小規模な農地のまと
まりである申請地を有効活用し安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。
申請地では埋立て等はいりません。排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理し、また、隣接
する農地との境界にフェンスを設け、営農への被害を防止いたします。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の
確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断い
たしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号15番について、17番 鶴澤幹司委員。

17番鶴澤委員 整理番号15番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所ではありますが、○○○○○○線沿いの○○○○より○○方面に向かいまして○○メ
ートル行きますと、○○○にかかる○に着きます。その手前の○側になります。

譲受人は、○内に所在する太陽光発電事業を営む法人で、農業収入に加え、一時的に太
陽光発電施設を設置し売電収入を得ることで安定した経営を図る計画です。申請地では埋
立て等はいりません。排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理します。

なお、申請地は○○○○○○区より転用の同意を得ており、資金計画も妥当であるため、
転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題がないもの
と判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号16番、17番については、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局主査 整理番号16番について、代読いたします。

現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、〇〇方面から行きますと〇〇〇〇〇線の〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇を〇折し、〇〇〇〇〇〇〇〇を〇〇方面へ〇キロほど走った〇〇の〇〇〇の先を〇メートルほど進んだ先を〇手に入ります。その〇〇を上って〇〇メートルほど進んだところの〇側となります。

譲受人は、〇〇〇〇〇市に所在する太陽光発電事業などを営む法人で、小規模な農地のまとまりである申請地を有効活用し安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。申請地では切土や盛土は行わず整地のみ行います。排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理をし、また、隣接する農地との境界にフェンスを設け、営農への被害を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、整理番号16番についての調査報告を終わります。

続きまして、整理番号17番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の間の道を〇〇メートルほど入っていったところの〇手にございます。

譲受人は、〇〇〇〇〇市に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。申請地では埋立て等の造成は行いません。排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理し、また、隣接する農地との境界にフェンスを設け、営農への被害を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、整理番号17番の調査報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔なし〕の声あり

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を付して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。

下記のとおり農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）
附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求めます。

令和5年12月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案書のページは12ページから20ページで、整理番号は1番から24番です。

以上24件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 議案第3号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

まず、議案第3号、整理番号4番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

（○番 ○○○○委員 退場）

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔なし〕の声あり

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号、整理番号4番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号、整理番号4番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第3号の整理番号4番を除く23件について審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第3号の整理番号4番を除く23件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第3号の整理番号4番を除く23件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第4 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。

令和5年12月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は7件です。

◎日程第5 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。

下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。

令和5年12月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は2件です。

◎日程第6 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 軽微な農地改良の届出について。

下記のとおり軽微な農地改良の届出書の提出があったので報告する。

令和5年12月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は1件です。

◎日程第7 報告第4号

事務局農地班長 報告第4号 廃土処理（公共事業施行）事業届出について。

下記のとおり廃土処理（公共事業施行）事業の届出があったので報告する。

令和5年12月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は10件です。

◎日程第8 報告第5号

事務局農地班長 報告第5号 農地法の許可を要しない農地等の権利取得の届出について。

下記のとおり農地法第3条の3第1項の規定による届出があったので報告する。

令和5年12月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は2件です。

◎日程第9 報告第6号

事務局農地班長 報告第6号 農用地利用集積等促進計画の認可の通知について。

農地中間管理機構から申請のあった農用地利用集積等促進計画について、別紙のとおり千葉県知事により認可されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第7項により通知があったため報告する。

令和5年12月7日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

認可は28件です。

本件は、千葉県知事が認可した賃借権者の変更に係る報告となります。

以上です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会はこれをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時57分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人